

千曲市告示第41号

千曲市家族介護支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市家族介護支援事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市家族介護支援事業実施要綱（平成28年千曲市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業の種類	事業の内容	事業の対象者
家族介護教室事業	要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とする適切な介護知識、技術、外部サービスの利用方法等の習得を内容とした教室を実施するもの。家族介護者交流事業と併せての実施も可能とする。	要介護被保険者及び認知症高齢者を介護する者及び支援の活動に関心がある者
認知症高齢者見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用又は認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を実施するもの	
家族介護者交流事業	介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を実施するもの	

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。